

# はじめませんか？

# NISAで

(少額投資非課税制度)

# 資産形成

NISAは、個人投資家向けの税制優遇制度です。  
成長投資枠とつみたて投資枠の2つの非課税枠を  
上手に使い分けて、長期的な資産形成に活用しましょう。



非課税保有期間は  
**無期限**

年間投資枠の合計は  
**360万円**

2つの投資枠が  
**併用可能**

## 資産形成は考えたいのだけど…

Q1



預金では増えない…

Q2



まとまった資金が  
ない…

Q3



何に投資したら  
よいかわからない…

Q4



急にお金が  
必要になったら？

そんな  
方には

## 「NISA」で資産形成を

A1



非課税で  
効率よく資産形成

A2



毎月1,000円から  
コツコツ  
自動的に購入

A3



厳選された  
投資信託  
から選ぶだけ

A4



いつでも  
途中で引き出し  
可能

詳しくは、窓口までお気軽にお問い合わせください。

《よこしん》ホームページ

<https://www.yokoshin.co.jp>



横浜信用金庫

商号等: 横浜信用金庫 登録金融機関: 関東財務局長(登金)第198号  
加入協会: 日本証券業協会

2024年4月1日現在

## NISA制度 つみたて投資枠／成長投資枠比較表

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
口座開設可能年齢	18歳以上		
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額	合計1,800万円 (つみたて投資枠のみでも上限まで投資可能)		(内 成長投資枠単独での上限は1,200万円)
投資対象商品	長期・積立・分散投資に適した 一定の投資信託		投資信託等(毎月分配型、高レバレッジ型、 信託期間20年未満の投資信託等を除く)
購入方法	積立投資のみ		制限なし

### ご用意いただく必要書類等

- 1 | マイナンバーが確認できる書類  
● マイナンバー(個人番号)カード ● マイナンバーが記載された住民票の写し等

ご本人確認書類 ※顔写真付きの書類は1種類、顔写真のない書類は2種類必要です。

- 2 | ● 運転免許証：有効期限内のもの(裏面記載のあるものは裏面の提示も必要です。)  
● 健康保険証：有効期限内のもの(住所欄に現住所の記載・記入があるもの)  
● 住民票の写し：発行日から6カ月以内のもの

※ご注意:「住民票の写し」等を「マイナンバー確認書類」として提示した場合は「ご本人確認書類」として使用することができませんので別の「ご本人確認書類」をご用意ください。

**投資信託に関する留意事項** ●投資信託は預金、保険契約ではなく、元本や利回りが保証されるものではありません。●投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。●当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の規定の適用はなく、クーリングオフの対象にはなりません。●投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。●投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。●投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.30%(消費税込み)の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年2.090%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。●当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。●投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。●投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。●投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身で判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面は、当金庫の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。●当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

**NISA制度に関する留意事項** ●NISA制度の改正に伴い、従来の「一般NISA」および「つみたてNISA」での投資は2024年以降できなくなりました。●従来の「一般NISA」および「つみたてNISA」での投資分は、2024年以降のNISAの非課税保有限度額(総枠)とは別枠で、当初の非課税保有期間終了まで非課税のまま保有することができます。ただし、当該非課税保有期間中、もしくは期間終了時に2024年以降のNISAに移管することはできません。●NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。●NISA口座は、1年単位で金融機関を変更することができます。ただし変更しようとする年分の年間投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。また、NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。●NISA口座で設定されている年間投資枠は、保有している投資信託等を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の年間投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。●累計の非課税保有限度額については、保有している投資信託等を売却した場合や、元本払戻があった場合は、翌年以降その非課税枠を再利用することができます。その場合、簿価(取得価額)残高方式で管理されます。●収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに年間投資枠を使用することになります。●NISA口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができます。また損失の繰越控除の適用も受けることができません。●投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)についてはそもそも非課税のため、NISA口座の非課税メリットを享受することができません。●NISA口座で購入できるのは、当金庫が取り扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたて投資枠では定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額購入取引のお申込みが必要です。●NISA口座で従来のつみたてNISAまたは2024年以降のつみたて投資枠を利用している場合、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。●基準経過日(NISA口座に初めてつみたて投資枠勘定・成長投資枠勘定を設定した日からそれぞれ10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日)ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたて投資枠勘定および成長投資枠勘定への対象商品の受入れができなくなります。